

令和3年度第1回酒田市障がい者差別解消支援地域協議会 次 第

日 時：令和3年7月19日（月）午後2時～

場 所：酒田市役所 3階 第一・第二委員会室

委嘱状交付

1 開 会

2 健康福祉部長あいさつ

3 会長選出

4 協 議

（1）障がいを理由とする差別の解消に係る今年度の取り組みについて

（2）障がいを理由とする差別の解消に係る相談事案について

（3）その他（情報交換）

5 そ の 他

6 閉 会

## 令和3年度障がい理由とする差別の解消に向けた取り組み

### 1. 普及啓発活動について

#### ◆心のバリアフリー推進協賛事業所登録制度について

心のバリアフリーを大切にするお店や事業者を募り、申請のあった事業者推進協賛ステッカーや推進缶バッジ等を配布し障がいのある人へのおもてなしの気持ちを大切にするまちづくりを進めます。

・市広報「私の街さかた」4月1日号市政ピックアップ掲載(資料1参照)

・市広報「私の街さかた」6月1日号特集掲載(資料2参照)

「オリパラをきっかけにニュージーランドから学ぶ共生社会」

酒田市の取り組み及び共生社会のまちづくり REPORT1

・商工会議所広報誌「商工さかた」4月号折り込み(資料3参照)(2000部)

・酒田手をつなぐ育成会会報「てをつなぐ」3月20日号掲載(資料4参照)

・封筒作成「心のバリアフリー」(総務課と連携して実施)

・市商工港湾課7月5日発送、中小企業・個人事業者への月次支援金の案内文書に同封(590部)  
(資料3に同じ)

○7月8日現在 登録店舗数15事業所(資料5ホームページ参照)

今後も市広報や市ホームページへの掲載、事業主への啓発、学校関係・自治会等への出前講座の推進など、市民への周知を図っていきます。

#### ◆さかたアートマルシェ2021(社会教育文化課と連携して実施)

『いいいろいろ展』 日時:令和3年9月18日～26日 場所:出羽遊心館

今年度は、コロナ収束に向かうみんなの気持ちを今一度一つにするため、そのツールである「笑顔」をテーマに、展示会を実施します。

障がいのある方々のアート作品と共に、酒田市出身の画家佐藤真生氏と、障がいのある方々との共同作品を展示します。市民の方に文化芸術に触れる機会を提供し、多様な表現の面白さを文化芸術を通して発信します。

## 2. 関係機関との連携及び庁内推進体制

### ◆酒田市障がい者差別解消支援地域協議会の開催

- ・各専門機関とのネットワークの充実を図るとともに、障がいを理由とする差別にかかる相談事案について、協議会で事例検討、相談事案の共有及び意見交換を行い、差別解消の推進に努めます。

### ◆研修等の充実

- ・昨年度に引き続き、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づき、市職員の研修を計画的に実施していきます。今年度は本庁舎3階以上の職員を中心とした昨年度未受講の職員を対象とし、各障がいの特性に応じた適切な配慮について学び、「心のバリアフリー」の実践に繋がります。
- ・新規採用職員研修において、市職員としての必要な知識を習得し職場での実践能力を養うため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づき研修を行います。

日時:令和3年9月28日～30日 対象:新規採用職員25名

## 3. 環境の整備について

### ◆情報提供・コミュニケーション方法の確立

- ・発行物の音声アプリによる情報提供、点訳、要約筆記・手話通訳奉仕員の派遣等、各障がいに応じた情報提供やコミュニケーションのサポートを引き続き行います。

### ◆「ヘルプマーク・ヘルプカード」と啓発用チラシの配布

- ・手助けが必要な人と手助けをしてくれる人をつなぐ「ヘルプカード」について、県の施策の「ヘルプマーク」とともに普及を図ります。

## 酒田市心のバリアフリー加盟店を募集します

酒田市福祉課障がい福祉係 ☎26-5733

本市では、障がいのある人もない人もお互いを認め合い、共に支え合い安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指しています。

そこで、障がいのある人が地域で生活しやすい環境を作っていくために心のバリアフリーを理解し推進する店を加盟店として登録する「酒田市のバリアフリー事業所登録制度」を実施します。

障がいのある人の社会参加を応援する優しい店の輪を広げましょう。登録制度にご協力お願いします。

- 登録の流れ**
- ①市福祉課に登録申請書を提出
  - ②配布するハンドブックの内容を確認
  - ③登録が完了した店舗などへステッカーと缶バッジを配布
- ◆登録事業所は市ホームページに掲載します。

飲食店や小売店での対応可能な配慮の例

●障がいのある人を見かけたら困

つている様子はないか確認して積極的に声をかけましょう。

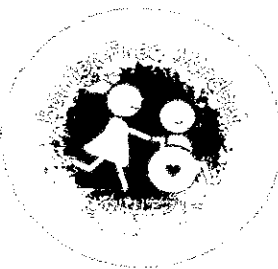
●出入口のまわりは整理整頓をし、通路に物を置かないようにしましょう。

●障がい者用駐車スペースには許可証のない方が駐車しないよう、定期的な見回りや放送などをお願いします。

●手話、筆談や読み上げ、拡大文字など、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を使いましょう。

●知的障がいのある人が理解しやすいよう、案内表示やメニューにふりがなをつけるなど、分かりやすい表現を使いましょう。

◆必要な配慮は一人一人違います。どのような手助けが必要か本人に確認しましょう。



## 国民年金保険料の学生納付特例制度

酒田市国保年金課国民年金係 ☎26-5728、鶴岡年金事務所 ☎023-512315040

学生納付特例制度（通称ガクト）とは、所得が少ない20歳以上の学生を対象とした国民年金保険料の納付が猶予される制度です。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

対象／大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在籍中または在籍していた方で、前年の所得が一定額以下の方

期間／令和3年4月分から翌年3月分までの国民年金保険料（過去分は、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができません）

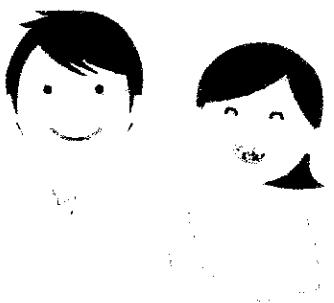
必要書類など／マイナンバーカードまたは基礎年金番号のわかるもの（年金手帳など）、在学期間がわかる学生証のコピー（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む）または在学証明書（原本）

受け付け場所／市国保年金課または各総合支所市民係（郵送による提出も可能）

◆同一世帯の方が代理で申請する場合は、代理の方の本人確認書類が必要です。

◆納付が猶予された期間は、受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。10年以内に猶予期間の保険料を納付することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

◆年金は、老後に老齢基礎年金を受け取るだけではありません。ガクトの手続きを行わないまま保険料を納めずにいると未納扱いとなり、万一、病気やけがで障がいが残ったときに、障害基礎年金を受け取れなくなる可能性があります。ですので、早めに申請してください。



ここが  
すごい!

共生社会の先進国 ニュージーランド

ホストタウンの相手国であるニュージーランドは、  
社会保障、福祉、環境など数多くの分野で  
先進的な政策を実現してきました。

社会福祉・  
社会保障の先進国

世界初

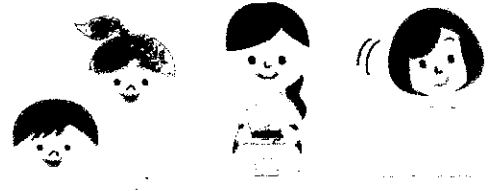
2006年、  
手話を  
公用語に導入

女性参政権が  
実現

児童手当  
制度を創設

女性首相が初めて  
産休を取得した国

ニュージーランドのジャシン  
ダ・アーダーン首相は、現職の首  
相として初めて産休を取得しま  
した。



多様な民族が暮らす  
多彩な文化が共存する国

ヨーロッパ系、アジア系、先住  
民族マオリ、南太平洋諸島系など  
多種多様な民族が暮らしていま  
す。これほど多様な文化が混在し  
ている国は世界でもあまり多くあ  
りません。



共生社会ホストタウンとは、  
ユニバーサルデザインの推進  
や、心のバリアフリーの取り組  
みを実施して、オリンピック・  
パラリンピックの後も共生社会  
の実現を目指す自治体のこと  
です。

酒田市の取り組み

本市ではニュージーランドの取り組みから学び、  
共生社会のまちづくりを進めるために障がい福祉、  
特に心のバリアフリーを中心とした取り組みを行っています。

心のバリアフリーとは

障がいのある方に対して、気づ  
かずに心の中で作ってしまう壁が  
心のバリアです。

さまざまな心身の特性を持つ  
方々を理解し、コミュニケーション  
をとりながら、支え合っていくこ  
と。これが心のバリアフリーです。

バリアフリーマップの作成

世界的に利用者が増えている  
バリアフリーマップアプリ  
「WheelLog!」。

このアプリを活用している車い  
すユーザーの方々が情報を共有で  
きるように市街地バリアフリー  
マップを作成しています。本市では  
民間事業所とも連携しながらバリ  
アフリー情報を集めてより使いや  
すいマップ作りを進めています。

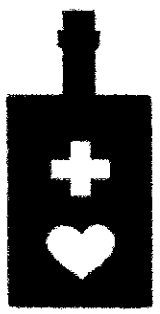


▲アプリのダウンロードはこちら

ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

ヘルプマークは声掛けや介助な  
どの支援が必要な方が身に着けて  
います。身に着けている方を見か  
けたらできる限り見守りや声掛け  
をしましょう。

また、ヘルプカードは障がいの  
ある方自身が手助けしてほしいこ  
とを記入し、携帯しています。  
カードを出されたらお手伝いや声  
掛けをお願いします。



▲ヘルプマーク



▲ヘルプカード

送信票不要

Fax 0234-23-2258 へ送信ください

様式第1号

年 月 日

酒田市長 宛

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

酒田市心のバリアフリー推進協賛事業所登録申請書兼台帳

酒田市心のバリアフリー推進協賛事業所登録制度実施要領第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

登録内容

登録番号		受付年月日	
店舗名		登録年月日	
		廃止年月日	
店舗の種類	<input type="checkbox"/> 小売店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他	具体的業種	
所在地	〒	TEL	
		FAX	
管理者氏名		担当者 部署・氏名	
Email		URL	
協力内容 店のPR	具体的に  ※登録要件 ・ 障がい者を理由としたサービスの提供拒否や入店拒否をしないこと ・ 心のバリアフリーを大切にし、合理的配慮に努めること ・ 障がい者の社会参加を応援すること ・ 障がい者との対話を大切にすること		

# 「酒田市心のバリアフリー加盟店」 を募集しています



## 心のバリアフリーってなんだろう？

私たちの暮らすまちは、多数派の人たちにとって便利に作られています。

例えば、多数派である障がいのない人にとっては小さな段差であっても、脚の不自由な人にとっては生活に支障をきたすほどの大きな障壁になる場合があります。

このような段差は「社会的障壁」と呼ばれています。

社会にある、障がいのある人の生活のしづらさを生み出す原因である「社会的障壁」は段差だけではありません。

障がいに対する無理解、無関心、偏見も、社会的障壁です。

このような、私たちのまわりにある様々な物理的・心理的妨げになる要因を総称して「バリア」と呼び、そのバリアを無くす（フリーにする）運動を「心のバリアフリー」といいます。

酒田市では、障がいのある人もない人も、お互いの存在と価値観を尊重し合い、地域社会の中で、共に幸せに暮らしている共生社会の実現を目指しています。

障がいのある人を特別視することなく、障がいのある人が安心してサービスを利用できる「酒田市心のバリアフリー加盟店」として登録して、障がいのある人の社会参加を一緒に応援しませんか。

## 加盟店登録方法

裏面の「登録申請書兼台帳」をご記入の上、市福祉課までメールまたはFAXでお申し込みください。

登録すると...

- 「心のバリアフリーハンドブック」をお渡ししますので、バリアフリー対応の参考にご利用ください。
- 掲示用ステッカーと缶バッジをお渡ししますので、店舗での表示・着用にご協力ください。
- 誰もが安心してサービスを利用できるお店として、市ホームページへ掲載します。

ご不明な点は、下記福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

# てまっなへ

酒田手をつなぐ育成会

全国の都道府県と市町村には地区の手をつなぐ育成会・親の会が組織され、活動しています。障害の有無にかかわらず、認め合う社会の実現のための活動といえます。あなたも会員として参加しませんか。

## 地域で活動する事業所を紹介(4)

### 『多機能型事業所 ふれんず』

ふれんずは平成二十三年、吹浦荘から地域生活に移行し、グループホームで生活する方の日中活動の場として開所しました。現在、生活介護定員十三名・就労継続B型事業定員十二名で運営をしています。また、約三割は近隣地域の方からご利用いただいています。

生活介護は、創作活動や健康体操、ミュージックケアなどで楽しんでいきます。それぞれの個性を自由に発揮し表現される絵は、周りをハッピーにしてくれます。

就労継続B型事業では、自動車部品の組み立て、箱折、弱電の基盤刺し、シール貼りなどを行っています。昨年からは、山形県で推進している農福連携事業に参加し、畑仕事にも取り組んでいます。

利用者の年齢は、十九歳から七十八歳までと幅広く、同じ活動をするのは難しい面がありますが、その年齢差から穏やかな感情の交流があり、お互いを受け入れ、認めあい譲り合う関係になっているのではないかと感じています。

二十五人の活動には、毎日いろいろなことがあります。それぞれ力を出し合い、助け合ったりいたわり合ったりと、支え側がほっこりするエピソードをいっぱい見せてくれます。



ふれんず 所長 遠田美枝

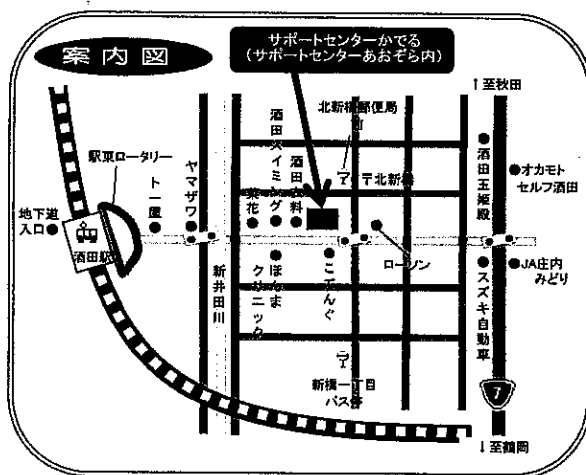
コロナで、これまでのような活動ができませんが、ささやかな季節の行事などを楽しんでいます。



▲作品です



▲サポートセンターかでの多機能型事業所ふれんず



社会福祉法人 山形県社会福祉事業団  
庄内障害者就業・生活支援センター  
サポートセンターあおぞら

〒998-08665

山形県酒田市北新橋一丁目1番地18

TEL 0234-24-5242

E-mail aozora4@ysj.or.jp



＝「酒田手をつなぐ育成会」として賛同し、紹介いたします＝

## 「酒田市心のバリアフリー加盟店登録制度」を始めました

酒田市では、障がいのある人が安心してサービスを利用できる「酒田市心のバリアフリー加盟店登録制度」を始めました。登録した加盟店には店頭ステッカーが貼付され、従業員は缶バッジを着用します。「心のバリアフリー」の気持ちでお客さまを応対し、障がいのある人の社会参加を応援する、優しいお店の輪が広がっていくことで、多様な市民の皆さんが安心して社会参加できる環境づくりを推進していきたいと考えています。

### ◎加盟店登録の方法

- ①市福祉課に登録申請書を提出（市ホームページに掲載）
- ②ハンドブックを読み基本事項や対応の仕方をしっかりと理解してもらう
- ③市福祉課から「ステッカー」及び「缶バッジ」を配布
- ④店頭ステッカー、従業員は缶バッジを適宜着用  
市ホームページに店舗名を掲載する



▲酒田市心のバリアフリー  
シンボルマーク

### ◆「酒田市心のバリアフリー加盟店」の心得

#### ① ハートでカバーの気持ちを大切にす

「酒田市心のバリアフリー加盟店登録制度」では、店の間取りや設備などを改修する必要はありません。段差がある場所では声をかけ、手を貸したり、通路には出来るだけ物を置かないなど、ちょっとした工夫や心づかいで出来ることもあります。障がいのある人を快くおもてなしする気持ちを大切にす店づくりを応援しています。”ハードが足りない時はハートでカバー”の心がけを大切にします。

#### ② 求めに応じて可能な範囲で適切な配慮をする

一人ひとり必要な配慮は違いますので、予め準備が難しいこともあります。ちょっとした気遣いや手助けで対応できることも多くあります。どんなことに困っているかを確認し、その要望等に耳を傾け、その店でできる配慮かどうかを検討し、可能な範囲で対応します。

⇒商品やメニューの写真のカードを作っておくなどすると、選択の手助けとなりますので、積極的に活用します。また、順番待ちの理解が困難な方に対し、順番になるまで別のところで待機できるよう配慮したり、周囲の方の理解を得た上で順番を入れ替える等の工夫ができるか検討します。

社会にあるバリアを減らし、誰もが住みよいまちになるよう、ぜひご登録ください。

「酒田市心のバリアフリー加盟店登録制度」に関するお問い合わせは

酒田市健康福祉部福祉課障がい福祉係

電話 0234-26-5733

FAX 0234-23-2258

## 障がいとは「社会にあるバリア（社会的障壁）」のこと

### ～「酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」制定～

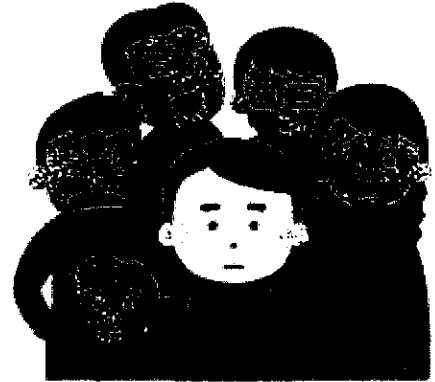
酒田市では、国の障害者差別解消法制定を受け、「酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定しました。この条例は、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいのある人もない人もお互いに基本的人権・尊厳を認め合い、共に生きるまちづくりを目指すものです。

誰もが暮らしやすいまちになるよう、障がいのある人の生活のしづらさを生み出す原因である社会的障壁（バリア）を除去するために、皆が考え、学び、気づき、共に生きるまち酒田をつくっていきたいと考えています。



### ～心のバリアを取り除くために～

私達の暮らすまちは、多数派の人達にとって便利に作られています。例えば、エレベーターのボタンや自動販売機の硬貨投入口などは右利きの人に便利に作られています。多数派の人達に合わせた社会は、少数派である人達への配慮が十分ではなく、その結果バリアが生じて困難な状況になる場面があります。左利き同様、障がいも社会全体から見ると少数派といえます。誰もが少数派になる可能性を持っており、その不便さや困難さといったバリアに直面する可能性があります。少数である人達にとっての社会にある困りごとに気づき、社会やそこにいる人々によって作られるバリアを取り除いていくことは、社会の責務であるといえます。



障がいに対する  
無理解、無関心、  
偏見



思い込みや決めつけ  
、分かりづらい  
表示など

## ◆ヘルプマーク・ヘルプカードをご利用ください

### ヘルプマーク

障がいのある方や、要介護の方など、何かしらの支援が必要な方が身に着けることができます。外見からは分からなくても援助や配慮を必要としているなど、見守りが必要な場合、ご利用ください。



### ヘルプカード

障がいのある人や、要介護の人など、何かしらの支援が必要な方が手助けしてほしい、配慮してほしい内容を記載して携帯することができます。伝える事が難しい方、緊急時の対応等を記載して身に付けておくと安心です。



⇒市福祉課又は各総合支所地域振興課で配布しています。

（文：酒田市福祉課障がい福祉係 鈴木恭子）

## スペシャルオリンピックス日本・山形 酒田支部の活動を紹介

スペシャルオリンピックス日本(以下「SON」と表示します)・山形は2006年7月7日にSOから認証を受け、発足しました。酒田支部は、2012年4月にボウリングの、同年6月に水泳のトレーニングを始め、発足しました。SON山形の指導・助成の下、活動しております。

SO活動は、知的障がいのある人達に様々なスポーツ・トレーニングと、その成果の発表の場である競技会を提供している国際的なスポーツ組織です。

SOによる継続的なスポーツ活動は、アスリート達(障がい者スポーツ選手)の健康や体力増進、技術の向上と共に、多くの人々と交流することによって社会性を育むことをも目的としております。

現在、酒田支部ではボウリングは土曜日に月2回、水泳は日曜日に月2回の練習日として活動しております。(残念ながら、水泳はコロナ感染予防のため活動自粛中です。)

山形県全体の競技会は、ボウリングが8月頃、水泳が11月末頃に開催され、バスでの移動と共に皆楽しみにしており、練習に励んでおります。

トレーニングをする中で見違えるほど精神的に成長した子もいますし、ボウリングのスコアも始めた頃から見れば格段に良くなっています。また、トレーニングや競技会で友達になった人と会うのが楽しみで練習に励んでいるアスリートも多いようです。うちの子も参加させてみたいと考える方は、一度五十嵐までご連絡ください。

SON山形 酒田支部事務局長 五十嵐保雄(携帯;090-4552-9268)

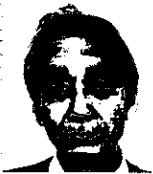
## 知的障がい者相談員をご紹介します(敬称略)



●櫻田 常夫  
酒田市竹田字竹ノ下66-1  
TEL 62-2861  
現在松山・平田手をつなぐ育成会  
長をしています。



●横山 嘉彦  
酒田市小牧88  
TEL 22-2795  
酒田手をつなぐ育成会の事務局を  
しています。何でもご相談下さい。



●舟越 眞  
酒田市東泉町2-17-2  
TEL 22-2407  
支援センターふれあい工房を運営  
しています。



●小山 啓子  
酒田市光ヶ丘2-6-28  
TEL 33-9627  
社会福祉士として成年後見活動をし  
ています。福祉全般にお応えします。



●菅井 郁子  
酒田市一番町7-30  
TEL 24-8122  
小学校の障がい児教育に長く携わ  
ってきた経験があります。



●村上 薫  
酒田市升田字東向7  
TEL 64-4645  
八幡手をつなぐ育成会の支援をし  
ています。

## 会員・賛助会員として一緒に活動してみませんか

酒田手をつなぐ育成会は障がいのある子供を育てている親や支援者の皆さんが会員として活動しています。障がいの種類や程度を問うものではありません。一緒に歩んでみませんか。

●会長 / 小山 憲樹

●事務局長 / 横山 嘉彦  
酒田市小牧88  
TEL・FAX (0234) 22-2795  
E-mail: yoshi471@cameo.plala.or.jp

●活動内容 ※山形県・庄内地区・酒田市で行われる研修会への参加  
※酒田手をつなぐ育成会が行う講演会の開催  
※会員同士や福祉関係者との交流や意見交換  
※福祉関係情報の提供

●年会費 / 3,000円

連絡先

活動年会費






くらし

子育て・教育

健康・福祉

住宅・都市環境・  
空き家

 文化・スポーツ・  
交流

産業・観光

市政情報

防災・消防・救急  
ハザードマップ

休日診療 各種相談

キーワードでさがす

検索

障がい福祉

[令和3年度酒田市身体障がい者巡回相談について](#)
[「酒田市心のバリアフリー加盟店」に登録ください](#)
[始めました！スマホで観光音声ガイドサービス](#)
[酒田市障がい者施策推進協議会・酒田市障がい者地域自立支援協議会について](#)
[障がい者ほっとふくし券 酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を制定しました](#)
[障がい児ほっとふくし券 酒田市障がい者差別解消支援地域協議会について](#)
[ヘルプカードを配布します](#)
[酒田市障がい者就労支援カフェ「え〜る」](#)
[障がい児の歯と口腔の健康づくり推進事業](#)
[相談支援事業所](#)
[障がい者福祉に関する各種申請書](#)

## 「酒田市心のバリアフリー加盟店」に登録ください

[現在のページ](#)・[トップページ](#)・[健康・福祉](#)・[障がい福祉](#)・「酒田市心のバリアフリー加盟店」に登録ください

更新日：2021年6月4日

障がいのある人が安心してサービスを利用できるよう、「心のバリアフリー」の気持ちでお客さまを応対し、可能な範囲でのお手伝いや配慮を積極的に行う「酒田市心のバリアフリー加盟店登録制度」を始めました。多様な市民の皆さんが社会参加しやすい環境づくりを推進するため、ぜひご登録ください。

### 「酒田市心のバリアフリー加盟店」の登録方法

- 酒田市に登録申請書兼台帳を提出（FAXまたはメールshfukushi@city.sakata.lg.jp）  
[加盟店登録申請書兼台帳 様式1号（PDF：91KB）](#)
- ハンドブックを読みしっかりと内容について理解ください  
[心のバリアフリーハンドブック（PDF：1,032KB）](#)
- 掲示用ステッカーと缶バッジをお渡ししますので、表示・着用ください。



酒田市心のバリアフリーシンボルマーク

### 酒田市心のバリアフリー加盟店

	店舗名	住所	電話番号	FAX番号	PR
1	仮設機材工業株式会社	酒田市こがね町1丁目22-12	0234-23-1419	0234-23-1421	1階は段差なし、通路幅をしっかりとった設計にし、日頃から物を置かないようにしています。
2	酒田市観光物産館「酒田夢の倶楽部」	酒田市山居町1丁目1-20	0234-24-2233	0234-24-8350	店内は車椅子でも移動可能な安心バリアフリー対応です。
3	木川屋商店新橋本店	酒田市新橋4丁目5-15	0234-23-6300	0234-23-6302	障がいのある生徒さんの実習・職場体験も受け入れ可能です。買い物も実習受け入れもぜひご相談ください。
4	木川屋商店山居倉庫店	酒田市山居町1丁目3-1	0234-24-5666	-	買い物も実習受け入れもぜひご相談ください。
5	木川屋商店みなと市場店	酒田市船場町2丁目5-56	0234-24-8402	-	買い物も実習受け入れもぜひご相談ください。
6	フミヤ	酒田市相生町2丁目3-13	0234-23-3311	0234-23-3386	ご来店の方、酒田鮑海管内でしたら無料送迎いたします。0120-039-238へ
7	とよだ洋品店	酒田市一番町3-28	0234-24-1350	0234-24-1350	ボランティア団体の講演等にて出店、支援しております。
8	ホテルイン酒田	酒田市あきほ町650-4	0234-22-5000	0234-22-5677	障がいのある方が安心してご利用できるように、積極的にお声がけをし、誠心誠意のおもてなしをするよう従業員一同日々研鑽に努めています。

- [発達支援室について](#)
- [障害者虐待の通報について](#)
- [障がい児通所支援について](#)
- [障がい福祉サービスについて](#)
- [ほほえみの街](#)
- [障がい者就労施設等からの物品等調達方針について](#)
- [酒田市で実施している主な地域生活支援事業](#)
- [自立支援医療](#)
- [重度心身障がい（児）者医療](#)
- [軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業](#)
- [補装具の交付及び修理について](#)
- [小児慢性特定疾病児童に対する日常生活用具の給付](#)
- [心身障害者扶養共済制度について](#)
- [障害に関わる各種割引・手当等の制度](#)
- [障害者手帳について](#)
- [酒田市身体障害者福祉センター](#)

このページを見た人は  
こんなページも見ています

- [令和5年以降の酒田市成人式について（令和3年6月7日更新）](#)
- [令和2年8月入札契約状況](#)
- [最上川下流緑地 ドッグラン](#)
- [PCR自主検査を受けることができる医療機関のお知らせ](#)
- [平成22年4月 鳥海八幡中学校が開校しました](#)

**よくある質問**

- [身体障害者手帳の申請はどうすればいいですか？](#)
- [障がい者ほっとふくし券を申請したいのですが、どうすればいいですか？](#)
- [精神障害者保健福祉手帳の申請はどうすればいいですか？](#)
- [目が不自由なのですが、広報紙の内容を知る方法がありますか？](#)

9	月のホテル	酒田市幸町1丁目10-20	0234-26-8800	0234-21-0885	障がいのある方もない方も常にお客様に合ったサービスでお迎えし、積極的なお声掛けとしっかりとしたお手伝いで、共生社会の実現を目指します。
10	ウェルシア酒田亀ヶ崎店	酒田市亀ヶ崎3丁目19-10	0234-21-2260	0234-21-2263	どなたでも安心してご利用いただけるように従業員一同努めています。
11	ウェルシア酒田山居町店	酒田市山居町2丁目1-8	0234-21-5071	0234-21-5072	障がいのある方が困っていそうな時は、積極的にお声がけをします。
12	書の庵	酒田市亀ヶ崎2丁目4-37	0234-22-4477	0234-22-4596	入口は段差解消し、防滑シートを張っております。店内も車椅子が通れる動線を確保し、手話も対応可能です。
13	酒田第一タクシー株式会社	酒田市あきほ町651-4	0234-22-9444	0234-22-9445	すべてのお客様のお体、ご自宅の状況に合わせて、より安全で安心な移動のお手伝いをさせていただきます。
14	カットイン クールさとう	酒田市大町17-13	0234-22-4865	-	ご来店が難しい方、送迎・出張で対応しております。どなたでもご利用できますのでお気軽にお問合せください。
15	カナヤ呉服店	酒田市中町1丁目6-14	0234-22-0375	-	全てのお客様に安心してご来店いただけるように努めております。

[加盟店登録一覧 \(PDF: 112KB\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

**お問い合わせ**

健康福祉部 福祉課 障がい福祉係  
〒998-8540 酒田市本町二丁目2-45  
電話：0234-26-5733 ファックス：0234-23-2258  
[このページの作成担当にメールを送る](#)

**この情報はお役に立ちましたか？**

お寄せいただいた評価はサイト運営の参考といたします。

質問1：このページの内容は分かりやすかったですか？  
評価：  分かりやすい  どちらともいえない  分かりにくい  知りたい情報がなかった

質問2：このページはたどり着きやすかったですか？  
評価：  たどり着きやすい  どちらともいえない  たどり着きにくい

[このページの先頭へ戻る](#)

## 「酒田市心のバリアフリー加盟店登録制度」とは？

### ◎目的

障害者差別解消法制定をうけ、令和2年4月1日「酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定。

障がいを理由とする差別を解消する取り組みの一つとして、誰もが暮らしやすいまちになるよう、障がいのある人が安心して社会参加できる環境づくりを推進するため実施している。

### ◎周知

市広報や、市ホームページへの掲載の他、商工会議所広報誌への折り込みを実施。



## 加盟店の登録方法

- ①市福祉課に登録申請書を提出  
(市ホームページに掲載、商工会議所会報へ折込)
- ②ハンドブックを読み基本事項や対応の仕方をしっかりと理解していただく
- ③市福祉課から「ステッカー」及び「缶バッジ」を配布
- ④店頭ステッカー貼り付け、従業員は缶バッジを適宜着用
- ⑤市ホームページに店舗名を掲載する

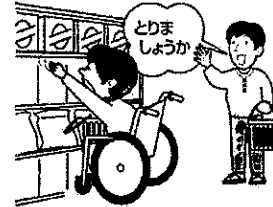


酒田市心のバリアフリーシンボルマーク

## 「ハンドブック」の内容は？

### ◆飲食店や小売店での合理的配慮の例

- 積極的にお声掛けをし、本人がどのような手伝いを必要としているか確認する。
- 段差等がある場合は、車椅子操作等のお手伝いを必要に応じて行う。
- 出入口周辺及び通路の整理整頓をし、通路幅を確保する。
- 付き添いの方ではなく、まずはご本人にゆっくり丁寧に説明する。
- 障がい者用駐車場に一般の方が駐車しないよう、定期的な見回りや館内放送による注意喚起等を適宜行う。



**店舗改修等の必要はありません。**

**対応可能な範囲でのお手伝いや、ちょっとした工夫で出来る温かなおもてなしをお願いします。**

## まとめ



障害者差別解消法では、行政や事業所に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時には、負担が重すぎない範囲で対応する事が求められています。

障がいのある人が、安心して社会参加できる街になるよう、どんな人がどんな所で困っているか日頃から考え、そして気づき、声を掛け合えるまちをつくっていきたいと考えています。

「酒田市のバリアフリー加盟店登録事業」に関するお問い合わせは  
酒田市健康福祉部福祉課障がい福祉係 電話 0234-26-5733  
e-mail [shfukushi@city.sakata.lg.jp](mailto:shfukushi@city.sakata.lg.jp) 担当 鈴木

## (2) 障がい者を理由とする差別の解消に係る相談事案について

### 1. 委員から報告のあった相談事案

#### ◆公共施設における段差の解消について

酒田市武道館での運転免許更新の講習会に行った際、杖を使用しており、歩行が不安定なため手すり等につかまらなかつたが設置されておらず不便だった。スロープはあったが、車椅子利用者ではないため、傾斜のあるスロープは使いにくい。手すりを設置してほしい。

市福祉課経由で所管である市スポーツ振興課へ要望

⇒今年度中に手すりを設置する工事を施工することとした旨の回答があった。





○酒田市障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

(平成31年3月20日告示第115号)

(設置)

第1条 本市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、酒田市障がい者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 障がいを理由とする差別に係る相談事例の共有及び意見交換に関すること。
- (2) 障がいを理由とする差別に係る相談についての協議、提言に関すること。
- (3) 障がいを理由とする差別の解消に資する取組の周知、啓発に関すること。
- (4) その他障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員15人以内をもって組織し、市長がこれを任命する。

- (1) 障がい者関係団体の代表者
- (2) 障がい者福祉サービス事業者の職員
- (3) 医療・保健関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用・就労関係者
- (6) 地域関係団体の代表者
- (7) 学識経験又は専門的知識を有する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任はこれを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を置くものとする。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ開催する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

(関係者の意見聴取)

第7条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は健康福祉部に置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員及び委員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

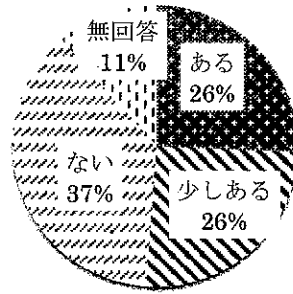
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 権利擁護について

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか、という設問について「ある」または「少しある」と回答した者は52%となった。また、理解できないため本人は嫌な思いをしていないが同伴の家族が嫌な思いをする、といった意見もあった。

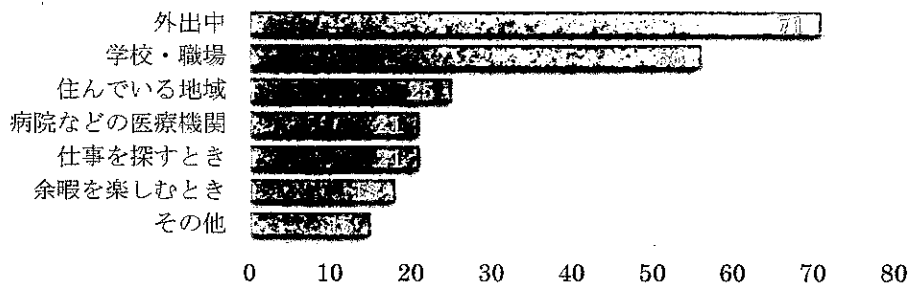
#### 障がいを理由に差別等されたこと

ある	72人
少しある	72人
ない	105人
無回答	32人

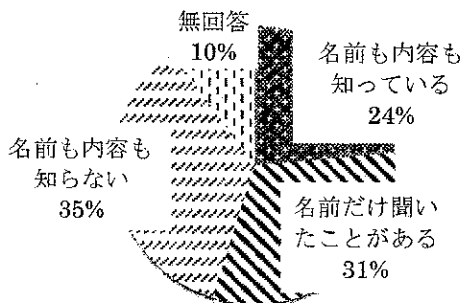


差別や嫌な思いをする（した）場所として「外出中」が一番多く、次いで「学校・職場」という回答が多かった。前述の『障がい者の就労支援に必要と思うこと』でも「職場の障がい者理解」と「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が特に多い回答となっている。

#### 差別等を受けた場所（複数回答）



#### 成年後見制度について

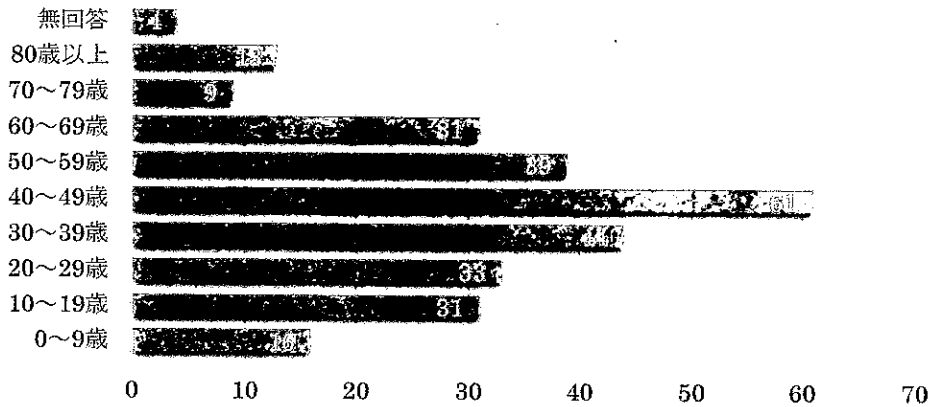


名前も内容も知っている	66人
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	88人
名前も内容も知らない	99人
無回答	28人

回答者数

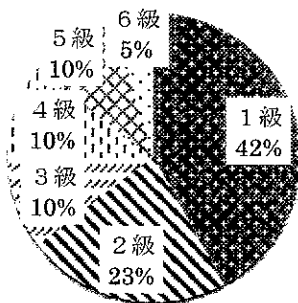
障がい者手帳台帳に登録された者から、手帳種別、年齢階級別にそれぞれの登録者数割合で無作為抽出し500名にアンケートを郵送依頼した。期限内に返送のあった有効回答は281件であった。

年齢階級別回答者数

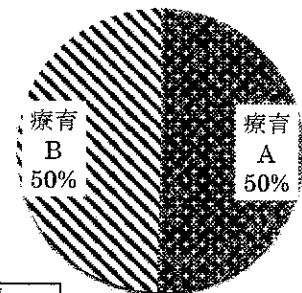


有効回答281件のうち、身体障害者手帳を所持と回答あったものは155件、療育手帳を所持と回答あったものは137件、精神障害者保健福祉手帳所持と回答あったものは60件だった。

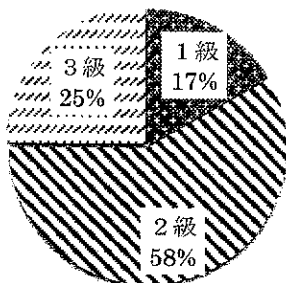
※手帳を複数所持している者もいるため、有効回答数≠手帳所持者計となっている。



身体障害者手帳	
1級	65人
2級	35人
3級	16人
4級	16人
5級	16人
6級	7人



療育手帳	
療育A	69人
療育B	68人



精神障害者保健福祉手帳	
1級	10人
2級	35人
3級	15人